

長崎県への要望事項（建築委員会）

番号	要望事項	要望理由	回答
1	総合評価加算点について。	公共建築工事の県発注件数が少ないため、県工事のみによる施工実績等の比較は、公正性・公平性に乏しいと思われるため、適正な評価となるよう評価対象の拡大をお願いしたい。 ● 施工実績等の対象技術者については、代表構成員のみではなく、その他構成員の実績まで対象としていただきたい。	● J Vを対象とする工事は、建築工事では 2 億円以上の一般競争入札の対象の工事です。 ● 2 億円以上の建築工事は、通常、建設業法第 26 条により専任の監理技術者を配置する必要がある、J Vの代表構成員の主任技術者は、建設業法の専任の監理技術者として配置することを資格要件としています。 ● 専任の監理技術者は、建設業法で建設工事の施工の技術を管理することが求められており、その工事管理の力量が建築物の品質及び施工に大きく影響すると考えられるため、責任ある指導監督者となる代表構成員の監理技術者の実績・経験を評価することとしています。
	● 施工実績の用途の範囲を拡大していただきたい。（学校の場合、学校の実績に限定されている。）		● 総合評価では、建築する建築物の特性や工事条件を考慮して施工実績の条件を設定しており、用途も必要に応じて設定しています。 ● 例えば、学校での工事は、学校という特殊な環境の敷地内で、既存の校舎を職員や多数の生

			徒が使用しており、学校行事も多数あり外来者も訪れるという状況での工事施工であり、学校生活への影響をできるだけ小さくするため、安全性の確保や学校側との調整を綿密に行う必要があるという、施工条件が厳しい中で施工することとなります。 このため、学校での工事経験があれば、より安全で円滑に工事の施工ができると考えらえるため、用途を限定して施工実績を評価していきます。 また、民間建築物であっても、構造・規模・用途等の設定条件に合うものは、工事実績として評価の対象としています。 なお、一般競争入札への参加資格要件では、建築物の構造・規模のみを施工実績の対象としています
2	表彰について	土木の実績等は建築と無関係であるため、建築に限定していただきたい。	- 現在、一般競争入札の総合評価では、表彰の対象となった工種別の評価ではなく、企業を評価することとしています。 - これは、工事の種別は違っても、企業の工事の施工に対する取り組み方、姿勢等は共通していると考えられるため、表彰を受けた工事を施工した企業を評価することとしているものです。

			・ ご指摘の件については、さまざまな観点からの意見がありますので、今後どのような取り扱いがより妥当なのか、検討を続けていきます。
3	予定価格における最新単価の適用について	現在、職人不足から労務費が高騰し、また、資材も刊行物の掲載価格と実勢価格が乖離しているため、工事を受注しても赤字になるケースが出てきている。 国土交通省においても、予定価格の設定に入札日直近の単価適用を徹底するよう地方自治体へ通知すると仄聞（そくぶん）しているので、是非そのような対応をお願いしたい。	・ 長崎県では、国が10月1日付で法定福利費相当額分の単価の補正をしたのを受け、10月21日付で単価の補正を行い、同時に、刊行物単価を採用する際に平均値を採用することを公表し、法定福利費相当額の予定価格への適正な反映及び実勢単価との乖離の抑制を行っているところ。 ・ また、今年2月1日の設計労務単価の改訂に伴い、建設工事標準請負契約書第25条第6項のインフレスライド条項を適用するなど、賃金等の急激な変動に対処するため、請負代金の見直しを可能にする等の対応を実施しているところ。 ・ 国土交通省からの1月24日付けの文書では、大型工事を中心とした不調不落が多くなっているとのことで、その対策となる措置を行うことを要請しています。 本県の建築関係工事の入札では、少額工事は不調不落が増加傾向ですが、Aランク対象工事や一般競争入札では不調不落は発生していない状況であり、不調不落の発生率がそれほど多

			いという状況ではありません。 また、不調不落の案件については、設計内容を変えずに指名の対象者を変えて再度入札を実施すれば落札する等、実勢価格と予定価格の乖離が不調不落の原因とは一概に断定し難い結果となっています。 ・ 本県では、今後の入札結果の動向を見て、対応を判断していくこととしています。
4	補助金事業について	最低制限価格設定のあり方、予定価格作成のあり方を再度周知いただきたい。	・ 民間の建築関係工事については、建築課の権限の及ぶ範囲ではありませんが、建築課より福祉施設建設の補助金を出す部署などへの入札の適正化のための情報提供は、今後も続けていきます。
5	工事内訳書のより充実しお願いたい。	図面と内訳書の違いがある。 躯体数量の差が大きいです。	・ 建築関係工事の発注に際して、図面と内訳書との内容が整合するよう注意をして設計・積算をしているところです。 図面と内訳書との内容に問題点がある場合は、監督員等の工事担当者、又は、設計変更等相談窓口として建築課では総括課長補佐、地方機関では建設部の検査幹を指定していますので、設計変更等相談窓口へご相談いただくとお願いいたします。 ・ 今後も、建築関係工事の発注に際して、図面と内訳書との内容が整合するよう十分に注意

			をして設計・積算をしてゆくこととしています。 なお本県では、契約変更を円滑化するため積算数量を契約の一部に位置付けるという「契約数量」の試行を実施しており、その結果に基づき実施するうえでの問題点を検証しているところ です。 ・ 離島で杭等の資材を使用する場合、海上運搬費も含んだ見積りにより単価を決定しています。 ・ 近年、離島での大型工事や比較的大きな工事が集中する等の事情により、資材、人材が不足するケースがあるとのこととは聞いています。 この状況が恒常的なものであるかどうかは不明であるため、今後の状況の推移を見て、どのような対応が必要か確認してゆきます。 ・ 資材や人材が不足するような状況であり、発注者に対応を要望したい場合、監督員等の担当者、又は設計変更等窓口（各振興局建設部検査幹、建築課総括課長補佐）に相談していただくようお願いいたします。
6	離島海上運搬費の見直し	現在の海上運搬費は、離島調整費により計上されているが、大型物件の場合、その調整費では海上運搬費・その他をまかなえない。 離島は特に人員・資材不足で本土からの資材調達に頼らなくてはならない。そうすると、海上・陸上運搬費が往復かかるほか、宿泊・交通費もかかる。見直しをお願いしたい。	
7	工事発注の平準化及び適正な工期の設定をお願いしたい。	①・ 地方自治法第208条で、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、また、各会計年度内の予算は、その年度内に支出しなければなら	

			ないとしています。 また、建築課が発注する建築関係工事は、建築課では予算化していないため、建築課が単独で発注時期等を決めることはできません。 ・ 建築課での建築関係工事の進め方は、年度当初に依頼課より工事依頼があり、年度内に設計施工をして完成させるというものです。 ・ 大規模な工事等の場合は、例外的に年度をまたいだ工事期間の設定ができますが、対象となるのは少数です。 ・ また、前年度に設計を済ませることにより、年度の初めの時期に発注できる場合もありますが、単年度内の予算執行が原則であるため、工期の問題で年度当初に発注する必要がある等の特別な状況でしか実施していません。 ・ 今後も、前年度設計等により、工事発注時期を少しでも平準化できるよう、建築課より依頼課へ周知をするよう努めます。 ② 県の建築関係工事では、工事実績や資料等を参考に、建築物の用途、規模、施工条件を考慮した方法で、適正な工期の設定をしています。 技能労働者の減少や高齢化に伴う建築工
--	--	--	--

			事への影響、資材機材の調達困難の状況等による工事への影響については、今後の社会状況の動向や営繕工事の実績を参考に、適切な工期についての検討を行っていきます。 資材や機材の調達困難な状況等が社会的な現象であり、対処不可能な状況である場合は、工期の延長等の対応をしているところあります。
--	--	--	--